

OECDが、BEPS行動計画10に基づく、クロスボーダーのコモディティ取引に係る移転価格の側面に関するディスカッション・ドラフトを公表

EYグローバル・タックス・アラート・ライブラリー

EYグローバル・タックス・アラートは、オンライン/pdfで以下のサイトから入手可能です。

<http://www.ey.com/GL/en/Services/Tax/International-Tax/Tax-alert-library%23date>

エグゼクティブ・サマリー

経済協力開発機構(OECD)は、2014年12月16日、税源浸食と利益移転(BEPS: Base Erosion and Profit Shifting)に対する行動計画10(その他のリスクの高い取引に係る移転価格)に関連するディスカッション・ドラフトを公表しました。「BEPS行動計画10:クロスボーダーのコモディティ取引に係る移転価格の側面」と題された文書(以下、「本ディスカッション・ドラフト」又は「本ドラフト」)では、クロスボーダーのコモディティ取引を取り扱ったOECD移転価格ガイドライン第II章に対して追加指針を提案しています。具体的には、この指針案は、コモディティ取引の価格設定が価値創造をもたらすことを確実なものとし、その結果コモディティ依存国の税基盤を保護することにあると同文書は述べています。

この追加指針の主要な特徴として、以下のものが挙げられます。

- ▶ 独立価格比準(CUP)法は、関連企業間のコモディティ取引(以下、「関連者間コモディティ取引」)に関して、適切な移転価格算定方法である可能性があります。
- ▶ CUP法の下では、関連者間コモディティ取引に係る独立企業間価格を算定するための基準として、建値(quoted price)又は入手可能な公開価格データを使用できます。
- ▶ 取引当事者が合意した実際の価格決定日に関する証拠がない場合、関連者間コモディティ取引のみなし価格決定日が採用されることに関する指針が提供されます。
- ▶ 比較可能性の調整に関する追加指針となる可能性のある情報の提供が求められています。

本ディスカッション・ドラフトは、本ドラフトにある様々な見解や提案は、OECDの統一的な見解ではなく、パブリック・コメントの機会を提供するためにドラフトの形式で公表されたものであると断っています。本ディスカッション・ドラフトに関する書面によるコメントの提出期限は2015年2月6日です。OECDは、本ディスカッション・ドラフトおよびその他のトピックに関するパブリック・コンサルテーションを2015年3月19~20日に開催する予定です。



Building a better
working world

メールマガジンのお知らせと登録方法

弊法人では、上記ニュースレター、専門雑誌への寄稿記事及び海外の税制動向を定期的にメールマガジンにて配信しております。メールマガジン配信サービスのお申し込みをご希望される方は、以下をご参照ください。

1. <http://www.eytax.jp/mailmag/> を開きます。
 2. 「メールマガジンの新規登録について」に従い、メールマガジン登録ページよりご登録ください。
- * なお、本メールマガジン登録に際しては、「個人情報の取扱い」についてご同意いただく必要がございます。

ニュースレター全般に関するご質問・ご意見等ございましたら、下記までお問い合わせください。

EY税理士法人
コーポレートコミュニケーション部
tax.marketing@jp.ey.com

EY | Assurance | Tax | Transactions | Advisory

EYについて

EYは、アシュアランス、税務、トランザクションおよびアドバイザーなどの分野における世界的なリーダーです。私たちの深い洞察と高品質なサービスは、世界中の資本市場や経済活動に信頼をもたらします。私たちはさまざまなステークホルダーの期待に応えるチームを率いるリーダーを生み出していきます。そうすることで、構成員、クライアント、そして地域社会のために、より良い世界の構築に貢献します。

EYとは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのグローバル・ネットワークであり、単体、もしくは複数のメンバーファームを指し、各メンバーファームは法的に独立した組織です。アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは、英国の保証有限責任会社であり、顧客サービスは提供していません。詳しくは、ey.com をご覧ください。

EY税理士法人について

EY税理士法人は、EYメンバーファームです。税務コンプライアンス、クロスボーダー取引、M&A、組織再編や移転価格などにおける豊富な実績を持つ税務の専門家集団です。グローバルネットワークを駆使して、各国税務機関や規則改正の最新動向を把握し、変化する企業のビジネスニーズに合わせて税務の最適化と税務リスクの低減を支援することで、より良い世界の構築に貢献します。詳しくは、www.eytax.jp をご覧ください。

© 2015 Ernst & Young Tax Co.

All Rights Reserved.

Japan Tax SCORE CC20150203

本書は、一般的な参考情報の提供のみを目的に作成されており、会計、税務及びその他の専門的なアドバイスを行うものではありません。EY税理士法人及び他のEYメンバーファームは、皆様が本書を利用したことにより被ったいかなる損害についても、一切の責任を負いません。具体的なアドバイスが必要な場合は、個別に専門家にご相談ください。

www.eytax.jp